

# 旭労災病院ニュース

病院情報誌 第 90 号 平成 25 年 5 月 1 日発行

発行所：旭労災病院

〒488-8585

尾張国市平子町北61番地

TEL 0561-54-3131

FAX 0561-52-2426

<http://www.asahih.rofuku.go.jp/>

## サーファーズイヤーについて

耳鼻咽喉科部長 三藤 泰史



サーファーズイヤー(外耳道外骨腫)は、外耳道に長期間冷水刺激が加わることにより、骨部外耳道の骨増殖隆起が生じた状態を言います。古くから、潜水夫や頻繁に水泳を行う者に多いことが知られていましたが、特にサーファーに好発することから、1977年に Seftel によって命名されました。この疾患は水上・水中スポーツ愛好家、職業ダイバーの他、サウナ愛好家にも認められることがあります。サウナ愛好家のなかには、サウナであたたまったあとに冷水に飛び込むことを習慣とする例があり、そのような場合にも外骨腫が形成されることがあるようです。サーフィン経験年数や頻度が多いほど、また水温の低い地域ほど高度な病変が形成されやすい傾向があります。初期には症状は乏しく、高度の外骨腫にいたっても難聴の訴えはほとんどありません。ただし、外耳道炎や耳垢貯留により外耳道が閉塞した場合は、急に伝音難聴をきたすことがあります。そのほか、外耳道から水が抜けにくい、寒冷刺激による耳痛・耳鳴・かゆみなどの訴えもありますが、必ずしも疾患の程度とは相関しないようです。鑑別診断として、色素性母斑、真珠腫、線維性骨異形成症、外耳道癌、耳下腺癌の外耳進展例などがあります。外耳道の狭窄が軽度で無症状であれば、手術の適応はありません。外耳道に 1/3 以上の狭窄があり、外耳道炎の反復や堆積した耳垢により耳閉鎖感が遷延するなどの症状を伴う場合は手術を考慮します。手術は、ノミ・バーを用いた骨削除操作が主体となります。予防は、耳栓を使用して外耳道への海水の浸入を防ぎ、風による蒸散熱の冷却効果を和らげることです。

# 石綿に関する健康管理手帳について

呼吸器科医師 太田 千晴



健康管理手帳は、がんその他重度の健康障害を生じる可能性がある業務のうち、一定の要件に該当する方に、離職の際または離職後に居住地の都道府県労働局長に申請し審査を経た上で、交付されます。交付を受けると、定められた項目による健康診断を年 2 回(じん肺の健康管理手帳については年 1 回)無料で受けることができます。

石綿に関する健康管理手帳の対象者は、石綿の製造や取り扱い業務(直接業務)に従事、及び直接業務に伴い石綿の粉じんを発散する作業場における直接業務以外の業務(周辺業務)に従事していた方です。交付要件は、(1)両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚がある(直接業務又は周辺業務が該当)、(2)下記の作業に 1 年以上従事し、初めての石綿の粉じんにはばく露してから 10 年以上経過している(直接業務のみが該当) ・石綿の製造作業 ・石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業 ・石綿の吹付けの作業又は石綿が吹き付けられた建築物、工作物当の解体・破砕等の作業、(3)(2)の作業以外の石綿を取り扱う作業に 10 年以上従事(直接業務のみが該当)、のいずれかに該当することです。

石綿による疾病として、中皮腫、肺がん、石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚の 5 つがありますが、いずれも石綿にはばく露してから発症するまでの期間が非常に長く、離職してからもこれらの発症がないかを定期的に見ていく必要があります。

胸膜肥厚や胸膜プラークが疑われる患者さんや石綿ばく露歴があるのではと心配をされている患者さんがおられましたら紹介していただけると幸いです。画像検査や職歴の聞き取りを行い、健康管理手帳の適応であれば、医事課とも協力し申請手続きのお手伝いをさせていただきます。また、一人親方などで手帳の対象外となる方には一般保険で手帳健診に準じた形で画像の定期チェックを行っております。

